

2026年1月8日

全終協による入会審査基準とは ④

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する事業者の、日本初の業界団体である「一般社団法人全国高齢者等終身サポート事業者協会」（略称：全終協）では、この事業を健全に適切に運営していくことのできる事業者を事実上の優良事業者としてリスト化していくための「入会審査基準」を作成しています。

2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、全終協の正会員となるために必要とされる「入会審査基準」について、今回は、5点目の「死後事務委任契約における預託金」について解説いたします。

死後事務委任契約を履行する際には、その時点で必要となる経費を利用者本人から徴収することができません。具体的には、病院で逝去したとすれば最後の入院費の支払い、葬儀代、納骨費用、荷物処分費用など、死後事務を受託している終身サポート事業者が支払わなければならない金額は、これらをすべて合計すると1人当たり50万円を上回ることがほとんどです。家財処分の荷物の量によっては、それだけで50万円を超えることもあります。



高齢者等終身サポート事業者が、逝去した利用者の遺言執行や相続手続きが完了して精算できるまでの期間、上記の死後事務履行にかかる費用をすべて立替しておくことは、事業者のキャッシュフロー上のリスクになりますから、好ましくありません。

そこで、こうした死後事務の費用と、加えて死後事務履行の報酬の支払いの原資を利用者の相続財産から切り離し、死後事務履行の際にはそれを原資として利用できるようにしておく方法の一つが、死後事務委任契約における預託金です。

この預託金は、事業者によって数十万円から百万円を超える金額まで、預かる金額に差はありますが、利用者との契約時から死亡時まで使われることなく、時には数十年にわたり預かっておくものです。しかし、これまでその預かり方についての定めが一切ありませんでした。単にその事業者名義の銀行口座で預かっていることも考えられ、一つには事業者の運営資金と区別なく混ざってしまう、もう一つには事業者が破綻した時に保全されないというリスクが想定されます。

そこで全終協の正会員入会基準では、原則として死後事務委任契約に基づく預託金は、信託制度を利用して保全することを求めています。信託制度を利用していれば、たとえ事業者が破綻したとしても、利用者からの預託金は確実に保全されることとなります。途中解約があったときも、手数料を除く全額を確実に返金することが可能です。ただし、信託制度を利用するためには少なからず信託報酬が別途必要で、利用者が負担することになるという点には注意が必要です。

例外規定として、資金管理に関する知識・経験を有し、かつ財産基盤が充実しており、弁護士、司法書士、行政書士といった、業法に基づく規制に服している別法人に預託金の管理を委託することも認める方針です。その場合でも、弁護士等個人事務所ではなく、弁護士法人等の士業法人による管理を求めていることが重要です。ただし、預託金管理を委託している士業法人が万が一破綻したときは、当該士業法人が管理していた預託金は、信託制度とは違って倒産隔離機能が働かず、保全されないケースがあることにも留意しなければなりません。弁護士法人については、預託金の分別管理と弁護士会への届出義務を履行することで、預託金の流用防止と透明性の確保が図られ、たとえ弁護士法人が倒産しても、その預託金は「信託財産」とみなされる特例があります。

今回は、6点目「医療行為等に関する本人の意向表明」について解説をします。